

SNS 利用と環境保全策に係る予備的検討—自然に親しむ機会アクセスの確保、撮影に係る知的財産権の所在、撮影圧や採取・捕獲圧への影響および被保全主体への負荷等を考慮した促進と抑制の同時最適化

神山智美 (富山大学)

三宅良尚 (農林水産省農林水産政策研究所)

報告概要

SNS を公衆とのコミュニケーションツールとして積極的に活用する環境保全策が広がる一方で、意図せぬ SNS 上での拡散が、かえって環境や生態系に悪影響を及ぼす事例も各地で報告されている。具体的には、自然体験の可視化や環境意識の向上といった正の効果が期待される反面、撮影を目的とした過度な来訪、希少種への接近や攪乱、採取・捕獲行為の誘発、踏み荒らし等による生息地の劣化といった負の影響が顕在化している。

このように SNS は、環境保全に対して、①利用促進（自然に親しむ機会の拡大、環境教育や支持形成への寄与）と、②負荷増（撮影圧、採取・捕獲圧、攪乱、管理コストの増大）という相反する作用を同時にもたらす。そのため、環境政策においては、単純な利用促進や一律の抑制ではなく、情報提供、規範形成、許可制、場所情報の秘匿、執行・取締、さらには国・自治体・管理主体・プラットフォームといった複数主体間での役割分担を含む「促進と抑制の同時最適化」が求められると指摘されている (Bergman et al., 2022)。

本報告では、こうした問題意識の下、北米（米国およびカナダ）において展開されている環境政策、とりわけ希少種保全や保護区管理において「場所情報」や「未確認情報」など、公開の是非が分かれるセンシティブな情報をどのように扱っているかに着目する。北米では、国立公園や野生生物保護区を中心に、立入規制や季節閉鎖、撮影行為に対する条件付けといった現地規制に加え、正確な生息地情報の非公開化や位置情報の精度調整（ゾーニング）など、情報公開を段階的に制御する制度設計が進んでおり、SNS 時代の環境保全をめぐる議論が比較的先行している。

具体的には、①撮影行為そのものに対する規制（場所・時間帯・人数・距離・機材等）、②撮影された情報の公開・共有に対するルール形成（正確な位置情報の秘匿、ガイドラインによる自制要請、研究許可条件としての公開制限）、③これらを支える法的根拠および行政運用のあり方について整理・分析する。その際、保護対象である生態系・希少種が負担する不可逆的損失、管理主体が負担する管理・執行コスト、地域住民や利用者が受ける影響といった「負担の所在」にも目を向ける。

その上で、北米の事例から抽出される論点を踏まえ、日本法における環境保全制度、とりわけ自然公園法、種の保存法、自治体条例等に内在する課題を検討する。さらに、日本法における知的財産権、特に著作権の議論を参照しつつ、撮影行為および撮影物の公開が環境保全との関係でどのような法的評価を受け得るのかについて、予備的考察を行う。

（出典） Jordanna N. Bergman et al., 2022. Evaluating the benefits and risks of social media for wildlife conservation. FACETS. 7: 360-397. <https://doi.org/10.1139/facets-2021-0112>